議題２（委員会決裁事項（規則第３条第２号））

大阪府教育委員会会議規則の改正について

大阪府教育委員会会議規則において、毎月一回招集するとされている大阪府教育委員会会議の招集について、例外規定を設けるため、大阪府教育委員会会議規則第２条を改正する。

令和６年６月24日

大阪府教育委員会

＜参考＞

〇大阪府教育委員会事務決裁規則

(委員会決裁事項)

第３条　委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

二　重要な教育委員会規則その他委員会の定める規程で特に重要なものの制定又は改廃に関すること。